令和3年第5回

栄町農業委員会総会議事録

栄町農業委員会

- 1 開催日時 令和3年5月10日(月)午後3時00分から午後3時20分
- 2 開催場所 栄町役場庁舎5階大会議室
- 3 出席委員(8名)

会 長 8番 大野 久男

会長職務代理者 7番 朝倉 友子

委員 1番 芝野 茂

2番 長谷川 貴子

3番 杉田 裕

4番 小川 博

5番 岩井 秀喜

6番 鈴木 薫

- 4 欠席委員 なし
- 5 議事日程
 - 第1 議事録署名委員の指名
 - 第2 会議書記の指名
 - 第3 議事

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認 について

議案第3号 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配 分計画(案)に対する意見について

その他

6 出席職員

農業委員会事務局長 湯浅 実 農業委員会事務局次長 小川 浩昭 農業委員会事務局主査 青木 秀直

7 農地利用最適化推進委員(5名)

伊藤 保 浅倉 忠邦 中島 義晴 大塚 健男 小川 和男

◎開会

午後3時00分開会

○事務局長 (湯浅実)

それでは、はじめさせていただきます。起立、礼。

○議長 (大野久男)

ただ今より、令和3年第5回栄町農業委員会総会を開会します。本日は委員8名中8名出席ですので、農業委員会等に関する法律第27条第3項により、総会は成立しております。

◎議事録署名委員の指名

○議長 (大野久男)

議事日程第1の議事録署名委員の指名ですが、私から指名させていただいて異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 (大野久男)

それでは、3番 杉田裕委員、4番 小川博委員にお願いします。

◎会議書記の指名

○議長(大野久男)

議事日程第2の会議書記の指名を行います。本日の会議書記には、農業委員会事務 局職員の小川氏と青木氏を指名します。

○議長 (大野久男)

それでは議事に入ります。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、を議題とし、整理番号 1について、事務局の説明を求めます。なお、整理番号1については、小川委員に関連する議案ですので、ここで退席をお願いします。

○事務局長(湯浅実)

それでは、1ページ 議案第1号整理番号1についてご説明させていただきます。 場所については、2ページをご覧ください。

農地の所在は、曽根字曽根、地目は登記簿が田、現況は畑、農振農用地で面積は3,354㎡です。譲渡人・譲受人・経営面積は記載のとおりです。本件は、農地の売買により所有権移転を目的として、農地法第3条の許可を申請したものです。譲受人の労力総数は3人、申請事由は、譲渡人が離農による処分になり、譲受人は経営規模の拡大を図るものでございます。

それでは、農地法第3条第2項各号の審査基準に適合するかどうか検討した結果を ご説明いたします。

まず、耕作の事業に必要な機械の所有状況、農業に従事する者の数等から、同項第

1号の全部効率利用要件及び、同項第4号の農作業常時従事要件は問題ないと思われます。

次に、譲受人は法人ではなく、また信託行為ではないので、同項第2号の法人要件 及び第3号の信託の禁止は該当いたしません。

次に、譲受人の耕作面積は50アールを超えておりますので、同項第5号の下限面 積要件は問題ありません。

次に、申請地は譲渡人の自作地なので、同項第6号の転貸等の禁止は該当いたしません。

最後に、同項第7号の地域との調和要件ですが、申請地は畑になり、譲受人は許可後もトマト栽培をする計画であり、問題はないと思われます。譲受人は水稲農家でトマト栽培の経験がないことから、譲渡人の関係者からサポートを受けて栽培をするということでございます。

以上で説明とさせていただきます。

○議長 (大野久男)

続いて、現地調査を行っておりますので、その結果を報告願います。

○7番(朝倉友子)

今回、申請された曽根の農地について、現地を確認したところトマトハウスとして 利用されていた状況です。許可後もトマトを栽培するとのことで、特に問題はないと 思われます。

○議長 (大野久男)

続いて、農地利用最適化推進委員の大塚さんから、ご発言がありましたらお願いします。

○農地利用最適化推進委員(大塚健男)

問題ないと思われます。

○議長(大野久男)

説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。発言のある方は挙手を願います。

(挙手なし)

○議長(大野久男)

発言がないようですので、以上で質疑を打ち切り採決します。 議案第1号整理番号1を原案のとおり許可することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長 (大野久男)

挙手全員、よって、議案第1号整理番号1については、許可することに決定しまし

○議長 (大野久男)

次に、議案第2号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について、を議題とし、整理番号1から整理番号3までは、農地中間管理事業の案件になりますので、一括して事務局の説明を求めます。

○事務局長(湯浅実)

それでは、3ページ 議案第2号整理番号1から整理番号3までについてご説明いたします。

場所につきましては、5ページから8ページまでをご覧ください。

整理番号1 農地の所在が安食字下埜、地目は登記簿・現況共に田、農振農用地で面積は3,000㎡他5筆で、合計11,682㎡です。

続いて、整理番号2 農地の所在が矢口字宮下、地目は登記簿・現況共に田、農振 農用地で面積は6㎡他2筆で、合計2、347㎡です。

最後に、整理番号3 農地の所在が布太字下羽生、地目は登記簿・現況共に田、農 振農用地で面積は2,214㎡他4筆で、合計3,904㎡です。

内容は、農地中間管理権の取得で、貸付人、借受人、経営面積は記載のとおりです。 期間は、令和3年5月20日から令和13年5月19日までの10年間となっております。

本件と次の議案第3号につきましては、農地中間管理事業を活用した農地の利用集積になります。

農地中間管理事業は、農地を農地中間管理機構である公益社団法人千葉県園芸協会に一旦預け、その後担い手農家に貸し付けるというものです。本件は、千葉県園芸協会が農業経営基盤強化促進法により3名の貸付人から農地を預かるため、農地の中間管理権を取得するものです。

以上で説明とさせていただきます。

○議長 (大野久男)

説明が終わりました。これより質疑に入ります。発言のある方は挙手を願います。

(挙手なし)

○議長(大野久男)

発言がないようですので、以上で質疑を打ち切り採決します。 議案第2号整理番号1を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者举手)

○議長 (大野久男)

挙手全員、よって議案第2号整理番号1については、原案のとおり決定しました。

○議長 (大野久男)

次に、議案第2号整理番号2を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者举手)

○議長 (大野久男)

挙手全員、よって議案第2号整理番号2については、原案のとおり決定しました。

○議長 (大野久男)

最後に、議案第2号整理番号3を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者举手)

○議長 (大野久男)

挙手全員、よって議案第2号整理番号3については、原案のとおり決定しました。

○議長 (大野久男)

次に、議案第3号 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画(案)に対する意見について、を議題とし、整理番号1と整理番号2について、一括して事務局の説明を求めます。

○事務局長(湯浅実)

それでは、9ページ、議案第3号整理番号1と整理番号2についてご説明いたします。

場所については、先ほどの議案第2号と同じになりまして、5ページから7ページまでをご覧ください。

整理番号1 農地の所在が安食字下埜、地目は登記簿・現況共に田、農振農用地で面積は3,000㎡他5筆で、合計11,682㎡です。

次に整理番号2 農地の所在が矢口字宮下、地目は登記簿・現況共に田、農振農用地で面積は6㎡他2筆で、合計2,347㎡です。

内容は賃借権の設定で、貸付人、借受人、転貸人、経営面積は記載のとおりです。 10aあたりの賃借料は1.5俵になります。期間は全て令和3年5月20日から令和13年5月19日までの10年間となっております。

本件は、農地の中間管理権を取得する公益社団法人千葉県園芸協会が、転貸人となり、貸し手と借り手の間に入り農用地の配分を行なうものです。この2件の借受人については、認定農業者であり、耕作等の状況、農機具の所有状況、農作業に従事する者の数等からみて全部効率要件及び農作業常時従事要件は問題ないと思われます。

以上で説明とさせていただきます。

○議長 (大野久男)

説明が終わりました。これより質疑に入ります。発言のある方は挙手を願います。

(挙手なし)

○議長 (大野久男)

発言がないようですので、以上で質疑を打ち切り採決します。

議案第3号整理番号1について、町に対し、意見なしとして回答することに賛成の 方の挙手を求めます。

(賛成者举手)

○議長 (大野久男)

挙手全員、よって議案第3号整理番号1については、農業委員会として意見がない 旨回答することに決定しました。

○議長 (大野久男)

次に、議案第3号整理番号2について、町に対し、意見なしとして回答することに 賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者举手)

○議長 (大野久男)

挙手全員、よって議案第3号整理番号2については、農業委員会として意見がない 旨回答することに決定しました。

○議長 (大野久男)

続いて、議案第3号整理番号3について、を議題とし、事務局の説明を求めます。 なお、整理番号3については、長谷川委員に関連する議案ですので、ここで退席をお 願いします。

○事務局長(湯浅実)

それでは、10ページ、議案第3号整理番号3について、ご説明いたします。 場所については、議案第2号と同じになりまして、8ページをご覧ください。 農地の所在が布太字下羽生、地目は登記簿・現況共に田、農振農用地で面積は2, 214㎡他4筆で、合計3,904㎡です。

内容は賃借権の設定で、貸付人、借受人、転貸人、経営面積は記載のとおりです。 10アールあたりの賃借料は、1俵相当額になります。期間は、令和3年5月20日から令和13年5月19日までの10年間となっております。

この案件も、農地の中間管理権を取得する公益社団法人千葉県園芸協会が、転貸人となり、貸し手と借り手の間に入り農用地の配分を行なうものです。この借受人についても、認定農業者になり、耕作等の状況、農機具の所有状況、農作業に従事する者の数等からみて全部効率利用要件及び農作業常時従事要件は問題ないと思われます。 以上で説明とさせていただきます。

○議長 (大野久男)

説明が終わりました。これより質疑に入ります。発言のある方は挙手を願います。

(挙手なし)

○議長 (大野久男)

発言がないようですので、以上で質疑を打ち切り採決します。

議案第3号整理番号3について、町に対し、意見なしとして回答することに賛成の 方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長 (大野久男)

挙手全員、よって議案第3号整理番号3については、農業委員会として意見がない 旨回答することに決定しました。長谷川委員は、入室して着席をお願いします。

○議長 (大野久男)

続いて、議案第3号整理番号4について、を議題とし、事務局の説明を求めます。

○事務局長(湯浅実)

それでは、11ページ、議案第3号整理番号4について、ご説明いたします。場所については、12ページをご覧ください。

農地の所在が北字北、地目は登記簿・現況共に田、農振農用地で面積は2,038 m²他2筆で、合計6,008 m²です。

内容は賃借権の再設定で、貸付人、借受人、転貸人、経営面積は記載のとおりです。 10アール当たりの賃借料は1.5俵、期間は令和3年5月20日から令和10年2 月19日までとなっております。既に農地の中間管理権が設定されているため、利用権の期間は残存期間になるものでございます。

今まで耕作していた借受人の事情により合意解約がされ、新たな借受人に農地の中間管理権を取得している公益社団法人千葉県園芸協会が、転貸人となり、農用地の再配分を行なうものです。この借受人についても、認定農業者になり、耕作等の状況、農機具の所有状況、農作業に従事する者の数等からみて全部効率利用要件及び農作業常時従事要件は問題ないと思われます。

以上で説明とさせていただきます。

○議長(大野久男)

説明が終わりました。これより質疑に入ります。発言のある方は挙手を願います。

(挙手なし)

○議長 (大野久男)

発言がないようですので、以上で質疑を打ち切り採決します。

議案第3号整理番号4について、町に対し、意見なしとして回答することに賛成の 方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長 (大野久男)

挙手全員、よって議案第3号整理番号4については、農業委員会として意見がない

旨回答することに決定しました。

○議長 (大野久男)

以上で本日の議案の審議はすべて終了しました。その他の件について、委員からご 発言があれば挙手をお願いします。

(挙手なし)

○議長 (大野久男)

よろしいですか、それでは以上をもちまして令和3年第5回総会を閉会します。

○事務局長(湯浅実)

起立、礼。お疲れ様でした。

午後3時20分閉会